

平成27年度 第1回 都市環境デザイン委員会議事概要

日時：平成27年6月10日(水) 15:00から
場所：帯広市役所10階第3会議室

出席委員

武士澤委員長、鳥宮副委員長、赤嶺委員、徳田委員、鳥本委員、林委員、
福西委員、藤平委員、紅葉委員

事務局

福島都市建設部長、鈴木企画調整監、佐藤都市計画課長、松原課長補佐、
吉田基本計画係主査、白田主任、齋藤主任

議事概要

1. 開 会
2. 依頼状の交付
委員挨拶
3. 福島部長挨拶
4. 職員紹介
5. 議 題

(1) 委員長・副委員長の選出

帯広市都市環境デザイン委員会設置要綱第5条1項に基づき、委員の互選により委員長に武士澤委員が選出され、同3項の規定に基づき、武士澤委員長の指名により委員長職務代理者・副委員長に鳥宮委員が選出されました。

武士澤委員長、鳥宮副委員長から選任にあたっての挨拶がありました。

(2) 報告事項

平成27年度帯広市都市環境デザイン委員会の予定について

事務局より、報告事項として今年度の委員会の予定について説明を行い、委員からの意見・質疑等はありませんでした。

(3) 協議事項

平成27年度都市景観主要建築物の選定について

主要建築物の協議物件案として、(仮称)第2緑ヶ丘児童保育センター及び(仮称)清流の里福祉センターについて概要説明しました。意見、質疑等はなく、両物件を平成27年度の都市景観形成主要建築物として選定しました。

第11回まちづくりデザイン賞の募集について

事務局より、まちづくりデザイン賞をこれまで行ってきた中での課題から審査・選考などについて検討し、募集内容の見直し案を提案、協議をしました。

見直し案(変更内容)

1. まち育て部門を廃止する。

理由:「景観」「デザイン」との関連が薄い。毎年応募件数が少ない。他課事業と重複する部分がある。

2. まち創り部門を住宅部門(戸建住宅)と商業施設等部門(戸建住宅以外)に分ける。

理由:住宅等小規模建築物と商業施設、病院等大規模施設を一律に審査をするのが難しい。住宅の応募が少ない。

対象を建築物のみとする。

理由:建築物以外の応募がほとんど無い。外構、植栽等は、他課事業と重複する部分がある。

3. 特別賞を設ける。

理由:デザイン賞受賞には満たないが、秀でた点がある建築物などに受賞の機会を与え、市民の景観への関心を高める。

【委員】「まち育て部門」の廃止はよいと思う。

【委員】「まち創り部門」を住宅部門と商業施設等部門に分けるのであれば、小規模店舗併用住宅はどちらに区分するのか。

【事務局】割合にもよるが、一室が事務所等で大部分が住宅の場合は住宅で良いのではないかとイメージするが。

【委員】その辺は応募要領で整理しないと応募者が戸惑う。

【事務局】併用住宅は想定していなかった。併用住宅は商業部門としたほうが募集上はスッキリするかもしれないが、委員会としてのご意見はいかがでしょうか？

【委員】受賞が少なかった小規模建築物に日の目を当てる趣旨であれば、住宅部門として取り扱った方がよいのでは。

【事務局】小規模などで受賞に至らなかったものに特別賞を授与することを事務局では考えていた。

【委員】店舗であれば沿道への景観上の配慮や看板など、住宅であれば周辺への配慮の仕方などが違うので、審査上の着眼点も違ってくる。審査上の柱となる項目を明らかにして募集することで、応募者の方で判断し、応募できるのではないかと。それは審査する側も審査しやすくなることになるのでは。

【委員】住宅にせよ商業系にせよ、景観上よいものであれば規模にかかわらず評価されるはず。間口を狭めないで、募集部門は分けずに行った方がよい。

【委員】部門を分けないのであれば、審査の中で、(デザイン賞の受賞には満たないが、)住宅で景観上良いものには、特別賞を授与するなどの対応も出来る。

【事務局】事務局で考えていたのは、これまで応募も少なく受賞も無かった住宅にスポットを当てることで、応募の促進に繋がると考えたが、もし部門分けをしないのであれば、「原則1件を選出」ではなく、最初から2、3件の複数に賞を授与するようにすれば、応募の促進につながるのではないか。

【委員】過去に「デザイン賞」という名称は、(賞の内容が)わかりにくいという意見があったが、「まち育て部門」を廃止するのであれば、「まちづくりデザイン賞」を「都市景観賞」などの趣旨のイメージがしやすい名称に変えてはどうか？

【事務局】事務局内でも議論をしたが、「まちづくりデザイン賞」が定着してきていると感じているので、名称はそのままとしたいと考えている。

【委員】わかりました。

【委員長】それでは、部門分けはせず、規模の差などで受賞に満たないものは、特別賞を活用するというところでよろしいでしょうか。

【委員】よろしいです。

【事務局】賞としては、意見の出ている「優賞」「準優賞」などとし、原則2件と特別賞を選出する形ではどうか？

【委員長】よろしいです。

【委員】個人住宅が受賞した場合、どのように発表するのか。個人の場合、公表されたくない場合もあると思うが。

【事務局】実施要領、応募要領には、結果をホームページで公開する旨は、記載している。市としては、公表しない訳にもいけないので、最低限、写真は公開したい。
通常掲載している住所等の情報は、受賞者の希望に添った対応をしたい。

【委員】わかりました。

【委員】過去の現地審査で、建物の中を見せていただくことがあるが、賞の趣旨からして、必要なのか疑問がある。ただ、中からの景色も景観に配慮しているなど、景観上の理由があれば、見ても良いかもしれないが。

【事務局】中を見るのは、事務局からお願いしているのではなく、応募者の好意で見せていただいている。

【委員】中を見られる場合と見られない場合があるのであれば、公平性の点からも、あくまで外観で審査する方が良いのでは。

【事務局】事前に外だけで審査をすることは伝えられる。

【委員長】それでは、現地審査で中は見ないこととします。

【委員】リフォーム物件にもスポットを当てられないか？

【事務局】リフォーム物件も元々募集対象ではあるので、応募しやすいような工夫をしたい。

協議の結果、平成27年度まちづくりデザイン賞の募集については、以下のとおりとする。

- ・まち育て部門は廃止する。
- ・まちづくりデザイン賞は市内の建築物のみを対象として募集する。
- ・結果について、写真以外の公表は、受賞者の意向に配慮したものとする。
- ・現地審査で建築物の中は見ない。
- ・リフォーム物件も応募しやすいようPRする。

(4) その他

事務局より、景観情報の発信を目的にフェイスブックページ「おびひろのこと。【帯広市都市計画課】」を始めたこと、次回の開催予定について、説明がありました。

以 上